

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成28年5月31日現在)

(単位:件)

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	合計	年度	
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)			
国(※1)	32	56	52	12	20	28	37	45	30	13	0	325	国(※1)	
都道府県(※2)	18	28	21	26	36	22	29	64	3	3	0	指示 247	措置命令 3	都道府県(※2)
北海道				1	2	3	1	36				43	0	北海道
青森												0	0	青森
岩手												0	0	岩手
宮城												0	0	宮城
秋田		1										1	0	秋田
山形		1										1	0	山形
福島			1									1	0	福島
茨城			1		1	1	2					5	0	茨城
栃木		1	3	1	6	1	2					14	0	栃木
群馬								1				1	0	群馬
埼玉	2	1				4	9	11	1	1		28	1	埼玉
千葉	2	1		1	1		1					6	0	千葉
東京	2	1		12	12	3	6	3	2			41	0	東京
神奈川	2	1	1			2	1					7	0	神奈川
新潟					3			1				4	0	新潟
富山												0	0	富山
石川												0	0	石川
福井												0	0	福井
山梨												0	0	山梨
長野	2											2	0	長野
岐阜			2	1	1			1		1		5	1	岐阜
静岡	3	4	3	1	1	1	3	2				18	0	静岡
愛知		2				1		2				5	0	愛知
三重												0	0	三重
滋賀			1									1	0	滋賀
京都		1	1	1		1	1					5	0	京都
大阪			2		1							3	0	大阪
兵庫	3	1	2	2								8	0	兵庫
奈良								2				2	0	奈良
和歌山					2		2	1				5	0	和歌山
鳥取		2										2	0	鳥取
島根					2							2	0	島根
岡山												0	0	岡山
広島										1		0	1	広島
山口		1	1					3				5	0	山口
徳島		4		1	1			1				7	0	徳島
香川		1										1	0	香川
愛媛		1		1		1						3	0	愛媛
高知				2								2	0	高知
福岡		1	1		1		1					4	0	福岡
佐賀	1	2	1		1							5	0	佐賀
長崎		1										1	0	長崎
熊本			1	2								3	0	熊本
大分	1							3				4	0	大分
宮崎							1					1	0	宮崎
鹿児島												0	0	鹿児島
沖縄					1							1	0	沖縄

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成27年6月1日～平成28年5月31日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H28.3.31 【措置命令】	消費者庁	ココナッツジャパン株式会社	<p>ココナッツジャパン株式会社は、「エクストラバージンココナッツオイル」と称する食品及び「エクストラバージンココナッツオイルカプセル」と称する食品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成26年3月頃から平成27年11月頃までの間、自社ウェブサイト（商品紹介ページ、これにリンクさせたページ及び更にそれにリンクさせたページ全体を本件商品の広告として認定）において、例えば、「ココナッツオイルで認知症の予防・改善」、「ココナッツオイルでガン予防」、「ココナッツオイルでウイルス感染を防ぐ」、「ココナッツオイルが心臓病を予防する理由」、「ココナッツオイルがアルツハイマー病に効果がある理由」、「ココナッツオイルに含まれるのは中鎖脂肪酸ですから、すぐにエネルギーとなってくれるため体内に溜まることはありません。むしろ体内に溜まっている脂肪をエネルギーに換えてくれるので、便秘だけでなく、ダイエットにも効果を期待することができます。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、認知症、ガン等の各種疾病を予防する効果等が期待できるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160331premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160331premiums_1.pdf</a></p>
H28.3.30	消費者庁	株式会社えがお	株式会社えがおは、「えがおの黒酢」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
【措置命令】			<p>販売するにあたり、平成25年3月19日から平成27年5月30日までの間、自社ウェブサイトの一部のページにおいて、例えば、「アミノ酸一般食酢の120倍のえがおの黒酢でダイエットサポート!」、「『黒酢』に含まれたアミノ酸のメラメラパワー!」、「不足していたのはメラメラ力だったんですね・・・」、「人より効果が出にくい私。最初からアミノ酸を使ったら・・・」、「ダンスの奥のジーンズが出せた!」、「運動量は変わらないのに遂に出産前のスタイルに!」、「えがおの黒酢であつという間の目標達成!その仕組みとは?」、「たとえば、脂肪1kg(約7,000kcal)を燃やすにはこんな運動&amp;食事制限が必要なんです。」、「ウォーキング約63時間!」、「平泳ぎ約13時間!」、「絶食約7日!」、「こんなに?できない!」、「そこで注目したいのが人が本来持っている“メラメラ力!”という名の力!」、「そうです!このメラメラ力!をサポートすれば本来の力をぐんぐん高めることが出来るのです!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160330premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160330premiums_1.pdf</a></p>
H28.3.23 【措置命令】	消費者庁	有限会社ペルシヤンオート	<p>有限会社ペルシヤンオートは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、中古自動車17台について、ヤフー株式会社が運営する「ヤフオク!」と称するインターネットオークションサイトにおいて、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、有限会社ペルシヤンオートがオートオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであった。  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160325premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160325premiums_1.pdf</a></p>
<p>H28. 3. 15 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>合同会社アサヒ食品</p>	<p>合同会社アサヒ食品は、「スリムオーガニック」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するにあたり、平成25年11月頃から平成27年12月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「今までにない スッキリの理由とは！？」、「秘密その1 新成分ガセリ菌SP配合！！」、「新成分ガセリ菌SPが強力にダイエットを襲う！！ あなたをモチボディに！！」、「甘いものは我慢したくない！という方にオススメ！ 糖質完全サポート成分ギムネマをたっぷり配合！ 砂糖は人間が働くためのエネルギーとしてとても必要な成分ですが、摂り過ぎてしまうと脂肪として蓄えられます。糖質は脂肪よりも先にエネルギー源として代謝されるので、砂糖をたくさん摂ってしまうといつまでも脂肪がエネルギーに変わりません。」、「スリムオーガニックはこの糖質も完全にサポートする成分ギムネマが配合されているので、甘いものを我慢できない方にお勧めです！！」、「L-カルニチン L-カルニチンは加齢や食事内容により不足しがちな成分です。スリムオーガニックはそのL-カルニチンを高配号。エネルギーの消費にアプローチし、若々しく燃えやすい身体づくりをサポートします。」、「レスベラトロール 無理な食事制限はしたくないという方のために！ “いつまでも若くいたい”注目の成分レスベラトロールで若々しさをサポート！！」等と記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は資料を提出しなかった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160315premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160315premiums_1.pdf</a></p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H28. 3. 10 【措置命令】	消費者庁	株式会社村田園	<p>株式会社村田園は、「村田園万能茶（選）」、「大阿蘇万能茶（選）」、「村田園万能茶（粹）」及び「大阿蘇万能茶（粹）」とそれぞれ称する茶（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するにあたり、平成21年7月頃から平成27年12月までの間、容器包装において、例えば、「村田園万能茶（選）」にあつては、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜てん茶ちゃ・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶 甘かん草ぞう・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞くこ・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」等と記載し、及び日本の山里を思わせる風景のイラストを、記載することにより、あたかも、本件商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていたが、実際には、「大麦」の一部及び「どくだみ」の一部以外の原材料は外国産であった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160310premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160310premiums_1.pdf</a></p>
H28. 3. 9 【措置命令】	広島県	株式会社元氣ファクトリー	<p>株式会社元氣ファクトリーは、「小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、遅くとも平成27年3月以降、自らが運営するウェブサイトにおいて、例えば、「瞬間で小顔になる!」、「ゆがみによって広がった頭蓋骨の幅を狭め、鼻筋を通し立体的な小顔にします。」、「頭蓋骨も小さくなり、血行が良くなり、ゆがみも同時に整う施術法です。」等と記載することにより、あたかも、本件役務を受けることで小顔になるかのように示す表示をしていた。</p> <p>広島県が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/keihinhyoujihouihan280309.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/keihinhyoujihouihan280309.html</a></p>
H28. 2. 16 【措置命令】	消費者庁	弁護士法人アディーレ法律事務所	<p>弁護士法人アディーレ法律事務所は、債務整理・過払い金返還請求に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイトにおいて</p> <p>① 例えば、平成27年8月3日から同月12日までの間、「法律相談実績25万人 ありがとう1</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>0周年」、「返金保証キャンペーン」、「継続決定!」、「2015 8/3⑧→2015 8/31⑧」、「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」、「3つのお約束」、「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!(90日以内)」、「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」、「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。」と記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着し金を全額返金するかのように、過払い金返還請求の着し金が無料又は値引きとなるかのように、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成26年11月4日から平成27年8月12日までの期間において、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着し金を全額返金すること、過払い金返還請求の着し金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。</p> <p>② 例えば、平成26年10月1日から同年11月3日までの間、「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」、「笑顔満点キャンペーン」、「2014 10/1⑨▶11/3⑧」、「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。」、「感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします!」、「借金を完済した方へ まだ間にあう! あなたの過払い</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>金の消滅を防止！ 過払い金返還の着手金が無料！」、「現在、返済中の方へ 借金？貯金？ホントはどっち？相談前に無料で計算！ 過払い金診断が無料！」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円（税込）となります。」と記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成25年8月1日から平成26年11月3日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。</p> <p>③ 例えば、平成25年7月1日から同月31日までの間、「逃げ得は許さない！」、「1ヵ月限定」、「過払い金消滅防止キャンペーン」、「あなたの過払い金は消滅寸前？」、「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年7月1日～7月31日まで」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円（税込4万2000円）の着手金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円（税込1万500円）となります。」と記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成22年10月6日から平成25年7月31日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすることを内容とするキャンペーンを実施していた。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160216premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160216premiums_1.pdf</a></p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H28. 2. 3 【措置命令】	岐阜県	有限会社鳥正	<p>有限会社鳥正は、牛肉（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、少なくとも平成27年10月1日から同年12月20日までの間、店頭プライスカードに、「飛騨牛 岐阜県産 最上級品 [5等級] 」と称する飛騨牛銘柄推進協議会発行のパックシール（以下「飛騨牛パックシール」という。）を貼付し、また、消費者の求めに応じて本件商品の商品パッケージに飛騨牛パックシールを貼付するなどし、あたかも、本件商品が飛騨牛であるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品に用いていた牛肉の大部分が飛騨牛以外の牛肉であった。</p> <p><a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11266/shobun-shido.data/keihyou280203.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11266/shobun-shido.data/keihyou280203.pdf</a></p>
H28. 1. 26 【措置命令】	消費者庁	株式会社ユーコー	<p>株式会社ユーコーは、空気清浄機（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、日刊新聞紙に掲載した広告において、例えば、「21畳対応 防ダニ 除菌 抗ウイルス 花粉 保湿」、「ファンの力で浮遊物を吸込み、プラズマイオンを部屋中に放出！約21畳まで対応のハイパワーで広いリビングにもこれ1台でOK！」と記載するとともに、「ダニ抑制」及び「カビ抑制」と題するグラフをそれぞれ掲載することにより、あたかも、21畳の生活空間において、本件商品を1台使用すれば、防ダニ、除菌、抗ウイルス、花粉除去、保湿、悪臭除去、カビ除去の効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160126premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160126premiums_1.pdf</a></p>
H27. 12. 25 【措置命令】	埼玉県	株式会社ローランインターナショナル	<p>株式会社ローランインターナショナルは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、中古自動車61台について、中古自動車情報誌において、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、オートオークショ</p>



措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>ンからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/documents/tyukosya.pdf">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/documents/tyukosya.pdf</a></p>
<p>H27.12.11 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ダスキン</p>	<p>株式会社ダスキンは、「遮熱・UVカットタイプ (Nano80S)」と称する窓用フィルムの施工サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、平成26年4月頃から同年6月頃までの間、ダイレクトメールにおいて、「室温の上昇を抑える！ 最大-5.4℃※ 空調効率アップ！」と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、本件役務の提供を受けない場合と比して、室温の上昇が最大で摂氏5.4度抑えられるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/151211premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/151211premiums_1.pdf</a></p>
<p>H27.12.8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>アイア株式会社</p>	<p>アイア株式会社は、「クロスワードパクロス」、「ナンプレマガジン」、「ナンプレジャンプ」、「ペイントロジック」、「スーパーペイントロジック」、「漢字王」、「ペイントロジックベストセレクション Vol.7」及び「ナンバーネットロジック」と称する懸賞付きパズル雑誌（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品のうち、平成26年1月27日発売の「クロスワードパクロス2014年3月号」の誌面上で実施した「全問豪華スペシャルプレゼント」と称する応募者の中から抽せんにより賞品又は賞金（以下これらを併せて「賞金等」という。）の提供の相手方を定める賞金等の提供企画（以下「懸賞企画」という。）において、「Special Present 現金10万円 1名様」、「Special Present 現金5</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>万円 1名様」、「Special Present 32V型液晶テレビ 1名様」、「Special Present ルンバ 1名様」、「Special Present PHILIPS ノンフライヤー 1名様」等と記載することにより、あたかも、本件商品の誌面上で実施した懸賞企画においてはそれぞれの賞品等について誌面上に記載された当選者数と同数の賞品等が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品の誌面上で実施した一部の懸賞企画においては誌面上に記載された当選者数を下回る数の賞品等の提供を行っていた。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/151208premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/151208premiums_1.pdf</a></p>
H27.12.3 【措置命令】	消費者庁	源平製薬株式会社	<p>源平製薬株式会社は、「LAPURA」と称する食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成25年7月26日から平成27年5月1日までの間、情報誌等において、例えば、「『ダイエットサポートがこの1粒で！ ※目安 短期間で-3kgの秘密とは・・・？』」、「寝る前にたった1粒。 ※目安 短期間ではっきりと変化が」と記載の上で「届いてすぐに飲んでみる。なんのことはない健康食品・・・と思ったら、短期間ではっきりとした変化が！ 続けていると、規則正しくスッキリしはじめたのがよくわかる。」、「寝る前の1粒（目安）だからすっごく楽。なんとなくウエストがちょっとゆるくなったような・・・」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく短期間で容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/151203premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/151203premiums_1.pdf</a></p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H27.11.10 【措置命令】	消費者庁	株式会社日本イルムス	<p>株式会社日本イルムスは、「薬膳めかぶスープ」及び「薬膳めかぶスープ極」と称する即席スープ（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、</p> <p>① 薬膳めかぶスープについて、平成26年2月頃から同年12月頃までの間、</p> <p>② 薬膳めかぶスープ極について、平成27年1月頃から同年4月頃までの間、</p> <p>牛乳販売業者を通じて一般消費者に配布したチラシにおいて、「ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感!」、「薬膳めかぶスープダイエット」、「16kgも痩せて、お腹スッキリ!」、「超低カロリーだから、無理な食事制限なし!1日1杯でOK!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/151110premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/151110premiums_1.pdf</a></p>